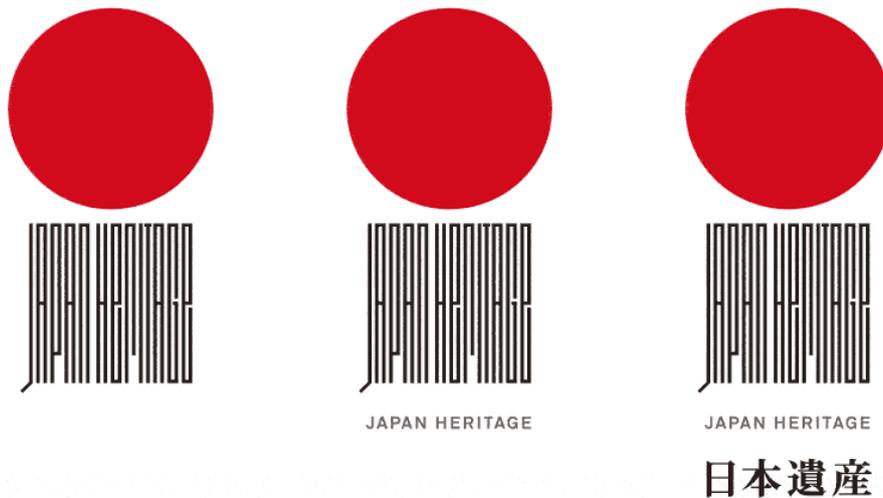


「日本遺産 (Japan Heritage)」ロゴマークについて



日の丸は日本を表し、その下の縦格子のように見える繊細な線の集合は、よく見ると JAPAN HERITAGE の文字です。この線の集合は、ひとつの「面」を形づくっています。つまり、日本の遺産を点から線へ、そして面で捉える「日本遺産」を表現しています。(文化庁ウェブサイトより)

ロゴマークを使用できる方

協議会、認定を受けた市町村及び報道関係機関の他、以下の者は、日本遺産のストーリーの普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限り、協議会に対して事前に届け出た上で、ロゴマークを無償で使用することができます。なお、協議会では、使用の状況を文化庁に報告します。

- ① 構成文化財の所有者・管理者、ストーリーの域内の団体・企業・個人
- ② その他、協議会が必要と認める者

これら以外の者は、原則としてロゴマークは使用できません。

使用方法について

事前の届出の際には、以下の事項を明記し、提出してください。

- ・ 申請者の名称、住所、電話番号、代表者、担当者、連絡先
- ・ 使用目的
- ・ 使用方法（具体的に記載。使用方法が分かる図等を添付すること。）

禁止事項

次のような場合、ロゴマークを使用することはできません。

- (1) 販売商品のパッケージ等に使用する場合で、行田市内で開発又は製造・生産されていない場合
- (2) 主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合
- (3) 法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合
- (4) 不当利益をあげることを目的とするような使用となる場合
- (5) 特定の個人または団体の売名に利用されるような使用となる場合

その他、文化庁の「「日本遺産 (Japan Heritage)」ロゴマークの使用マニュアル」の規定に従って使用してください。

日本遺産ロゴマーク使用届出書

平成 年 月 日

行田市日本遺産推進協議会長 宛

申請者 住 所 _____

_____ 団体名 _____

_____ 氏 名 _____

_____ 電話番号 _____

_____ Eメール _____

下記により、日本遺産のロゴマークを使用いたしたく届け出ます。

記

1 使用目的

2 使用方法（具体的に記載のこと、また使用方法がわかる図等を添付のこと）

【注意】 次のような使用をすることはできません。

- ①販売商品のパッケージ等に使用する場合で、行田市内で開発又は製造・生産されていない場合
- ②主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合
- ③法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合
- ④不当利益をあげることを目的とするような使用となる場合
- ⑤特定の個人または団体の売名に利用されるような使用となる場合
- ⑥商品・サービス等提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用する場合
- ⑦本ロゴマーク及び「日本遺産」事業等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- ⑧本ロゴマークを改変して使用した場合
- ⑨その他、文化庁及び本協議会が不相当と判断する場合